

難病患者等 渡航費助成について

今年度も小児慢性特定疾病患者、指定難病患者、ガン患者等の方に対して島外医療機関へ通院する渡航費の一部助成を行っています。

対象者

- ・ 難病患者に対する医療等に関する法律に基づき沖縄県が交付する受給者証を有する者
- ・ 児童福祉法に基づき沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者
- ・ 悪性新生物（ガン）に罹患している者であり、かつ、本町以外の医療機関での通院治療が必要と医師が認めた者
- ・ 島外の専門の医療機関で妊婦健康診査が必要であると医師が認めた者
- ・ 本町において治療ができず、島外の専門の医療機関での治療を必要とする児童で町長が特に必要と認めた者

付添人

- ◇ 対象者が未成年の場合
- ◇ 対象者が介護認定証をお持ちの場合
- ◇ 特別な理由があり、医師により付添人が必要と認めた場合

【助成額】：対象者／付添人 往復1万円を上限とする

【助成回数】：制限なし

※令和3年度10月より助成回数の制限が無くなりました

申請について

申請を受ける際は、医師の記載を必要とする意見書「島外の医療施設における治療等の必要性に係る意見書」の提出が必要となります。年度、初回申請時に必要となりますので事前に意見書の様式を福祉課でお受け取りください。

※事業詳細は福祉課までお問い合わせください。

お問合せ 福祉課 ☎985-7124